

平成23年2月吉日

お取引先 各位

江別市角山425番地
角山開発株式会社
011-385-2669

廃棄物処理法改正についてのご案内

拝啓 貴社ますますご繁栄のこと、お喜び申し上げます。日頃格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

さて、表記について平成23年4月より、廃棄物処理法が改正されます。依然、不法投棄等の不適正処理が行われ、排出事業者の処理責任の徹底を図るための対策強化、を見直す内容が主たるものです。

そこで、排出事業者様及び処理業者が直接関係する改正項目を抜粋し記載しますので、今後の廃棄物処理時の参考にしていただければ幸いです。

敬具

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

- ・ マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付者は、マニフェストの写し(A票)を5年間保存しなければならない。(B・C・D・E票も同様) ※下記参照
- ・ 産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。 ※下記参照 (電子マニフェストは除く)
- ・ 建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有する。
- ・ 従業員等が不法投棄を行った場合、事業主である法人に科せられる量刑を 1億円以下の罰金から3億円以下の罰金に引き上げ。
- ・ 事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務を規定。(適正処理されているか最低限の事項を実地に確認する、等)
- ・ 排出事業者は産業廃棄物を、事業所の外で自ら保管を行うときは、あらかじめ都道府県知事に届出なければならない。 ※下記参照 (保管場所の面積が300m²以上の場所に限る。)
(これらの項目は、改正する法律の一部であり、詳しい内容は環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課HPを参照。)

※ 違反した者には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる。

ご不明な点は、弊社営業部までお問い合わせください。

又、今回の改正で、「産業廃棄物処理業の優良化の推進」が盛り込まれ、角山開発(株)はその『優良産廃処理業者認定』を取得するため、業務に取り組んでおりますので、ご理解、ご協力、いただきたくお願い申し上げますと同時に、引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、お願い申し上げます。